

香川県報



号外2

平成18年

4月28日（金曜日）

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規則

●農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

規則

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月二十八日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第五十六号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成七年香川県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十条第二十七項」を「第十条第二十項」に改める。

第二十三条中「第五十条の二第八項」を「第五十条の二第七項」に、「第五十条の二第六項」を「第五十条の二第五項」に改める。

第二十四条中「第五十条の二第八項」を「第五十条の二第七項」に改める。

第三十七条第二項中「第四十三条の四」を「第四十三条の四第二項」に改める。

第三十八条第五号中「事業報告書、財産目録」を「財産目録」に、「又は」を「若しくは注記表若しくは事業報告又はこれらの」に改める。

第三十九条の見出し中「役員の変更」を「理事の行為の差止め」に改め、同条第一号から第四号までを次のように改める。

- 一 法第三十五条の四第一項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百六十条第一項の規定による理事の行為の差止めの請求
- 二 法第三十五条の五第五項において準用する会社法第三百八十五条の規定による理事

の行為の差止めの請求

三 法第三十八条第一項の規定による役員の変更の請求

四 法第四十条の二において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による訴えの提起の請求

附則

この規則は、平成十八年五月一日から施行する。

この規則は、平成十八年五月一日から施行する。

平成十八年四月二十八日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています